

維持管理計画一覧

(1) 排ガス基準

排ガスについては「大気汚染防止法」「ダイオキシン類対策特別措置法」の法規制値よりも低い自己規制値を満たすものとする。

項目	単位	自己規制値
ばいじん	g/m ³ N(O ₂ =12%換算値)	0.01
硫黄酸化物	ppm(O ₂ =12%換算値)	10
窒素酸化物	ppm(O ₂ =12%換算値)	30
塩化水素	ppm(O ₂ =12%換算値)	10
ダイオキシン類 産業廃棄物処理設備 感染性医療廃棄物処理設備	ng-TEQ/m ³ N (O ₂ =12%換算値)	0.05
一酸化炭素	1h平均値	ppm(O ₂ =12%換算値) 100
	4h平均値	ppm(O ₂ =12%換算値) 30
水銀	mg/m ³ N(O ₂ =12%換算値)	0.05
PCB	mg/m ³ N(O ₂ =12%換算値)	0.01

(2) 排水基準

排水の下水道放流に際しては「東京都23区の下水排除基準」「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値を満たすものとする。

項目	基準値
水素イオン濃度(pH)	5を超え~9未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満
浮遊物質(SS)	600未満
よう素消費量	220未満
ノルマルヘキサン抽出含有量	
1) 鉱物類含有量	5以下
2) 植物油含有量	30以下
フェノール類含有量	5以下
全クロム含有量	2以下
銅含有量	3以下
亜鉛含有量	2以下
鉄(溶解性)含有量	10以下
マンガン(溶解性)	10以下
ほう素及びその化合物	230以下
ふっ素及びその化合物	15以下
窒素含有量	120未満
燐	16未満
有機燐	1以下
カドミウム	0.03以下
鉛	0.1以下
シアン	1以下
六価クロム	0.5以下

項目	基準値
砒素	0.1以下
総水銀	0.005以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	0.003以下
トリクロロエチレン	0.1以下
テトラクロロエチレン	0.1以下
ジクロロメタン	0.2以下
四塩化炭素	0.02以下
1. 2-ジクロロエタン	0.04以下
1. 1-ジクロロエチレン	1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下
1. 1. 1-トリクロロエタン	3以下
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06以下
1. 3-ジクロロプロペン	0.02以下
チラウム	0.06以下
シマジン	0.03以下
チオベンカルブ	0.2以下
ベンゼン	0.1以下
セレン	0.1以下
1. 4-ジオキサン	0.5以下
温度	45°C未満
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下

(単位: 特記の他はmg/l)



「廃棄物の処理と清掃に関する法律」第15条の2の3第2項に基づく、公表対象項目

(3) 排ガス温度等

		焼却能力	燃焼室温度	集じん器入口温度
		t/日	°C以上	°C以下
産業廃棄物焼却炉	A系炉	275	1000 *1	200 *2
	B系炉	275	1000 *1	200 *2
医療廃棄物焼却炉	A系炉	50	850	200 *3
	B系炉	50	850	200 *3

(*注1) 微量PCB汚染絶縁油を処理している場合は1100°C以上

(*注2) 160°Cとなるよう流量調整弁で調整

(*注3) 概ね170°C以下に設定をして調整